

公 募 公 告

令和6年度司法書士試験（筆記試験）及び土地家屋調査士試験（筆記試験）
で使用する試験会場の公募について

令和6年2月9日
大阪法務局

大阪府内で実施する令和6年度司法書士試験（筆記試験）及び土地家屋調査士試験（筆記試験）で使用する試験会場について、下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 司法書士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借
- (2) 土地家屋調査士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本件公募に係る募集要領の交付を受けていること。

3 試験会場借用予定日時

- (1) 司法書士試験（筆記試験）
 - ア 試験前日（施設内の誘導表示及び試験室の準備等）
令和6年7月6日（土）（予定）12時00分頃～19時00分頃
※ 試験前日の準備後は、他者への貸出し等が行われず、設営状態が試験当日まで保持されている必要がある。
 - イ 試験当日（準備及び後片付けを含む。）
令和6年7月7日（日）（予定）7時00分頃～19時00分頃
- (2) 土地家屋調査士試験（筆記試験）
試験当日（準備及び後片付けを含む。）
令和6年10月20日（日）（予定）7時00分頃～18時00分頃

4 試験会場の条件

試験会場は、次の条件を具備している施設であること。

(1) 所在地

試験会場は大阪府内であって、大阪法務局（大阪市中央区大手前三丁目1番41号）から車で50分圏内に所在し、かつ、最寄り駅（路線バス含む。）からの距離が徒歩圏内（徒歩15分程度以内）であること。

(2) 収容可能人員

- ア 司法書士試験（筆記試験） 2,000名程度
イ 土地家屋調査士試験（筆記試験） 900名程度

(3) 身体障害者に配慮した設備

身体障害者用トイレ、エレベーター、スロープ等があること。また、身体障害者の受験者が試験会場内に自動車を乗り入れることができ、かつ、駐車するスペースがあること。

(4) 上記のほか、試験会場の条件の詳細は募集要領による。

5 募集要領の交付場所・問合せ先及び交付期間

(1) 交付場所・問合せ先

〒540-8544

大阪府中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎5階

大阪法務局総務部会計課用度係（担当 山原）

電話 06-6942-1485（直通）

なお、募集要領（PDFファイル）は、電子メールで請求をすることができる（請求者氏名、住所（法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在）及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。）。

請求先メールアドレス r.yamahara.25e@i.moj.go.jp

(2) 交付期間

令和6年2月9日（金）から同月19日（月）までの9時00分から正午まで及び13時00分から17時15分までとする（ただし、土日祝を除く。）。

6 公募参加の申込み

公募に参加する者は、本件公募の募集要領において定める書類（以下「公募申請書等」という。）を作成し、令和6年3月4日（月）17時15分までに上記5(1)の場所に持参又は郵送により提出すること（メール、電報、ファクシミリ、電話、その他の方法は認めない。）。

なお、郵送による場合は、期限必着で書留郵便（封筒に「司法書士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借契約の公募申請書等在中」又は「土地家屋調査士試験（筆記試験）に係る試験会場賃貸借契約の公募申請書等在中」と朱書すること。）によるものとし、公募申請書等の到達について、上記5(1)の問合せ先に電話で確認を行わなければならない。

以上